

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 12 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380124

研究課題名(和文)「国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」批准における日本法の対応

研究課題名(英文) Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and related Japanese Legal Systems

研究代表者

山口 亮子 (YAMAGUCHI, Ryoko)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：50293444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：国内で親が子を連れ去った場合は、人身保護手続きや審判前の保全処分によるが、日本の子の奪取事件の手続きと効果は、ハーグ条約案件とは異なり、子を即座に元の状態に戻す制度ではない。本研究では、その違いと日本の親権法における問題点を明らかにした。次に、アメリカにおける、他方親の同意のない無断転居を制限する立法と裁判基準等を検討し、子の奪取防止と親子の交流確保に有効であることを示し、ドメスティック・バイオレンス事件の手続きと保護について調査した。

これらの研究により、子の奪取問題は単なる家庭の私事ではなく、国家が対策すべき課題であり、国家の家族への一定の介入が必要であることを示した。

研究成果の概要(英文)：In Japan, when one parent removes a child from the home, the other parent may file a writ of habeas corpus or a petition for a provisional order prior to the rulings at a court. However, the procedures and results of such family cases are different from cases related to Hague Convention on International Child Abduction. First, I studied the mechanism of the Japanese legal system in relation to domestic parental kidnapping. The results revealed that there are no effective systems to return the child to the parent promptly. Second, I examined the relocation provision and the findings revealed that it is effective in preventing child abduction and acts as a protective measure for the parent sufferings from domestic violence in the United States.

Family conflicts and parental kidnapping are not only private disputes, but also important public issues. It is important for Japan to have a national policy of intervention in family disputes for protecting the best interests of the child.

研究分野：社会科学

キーワード：ハーグ条約 親権 子の奪い合い紛争 child abduction relocation 子の監護権 ドメスティック・バイオレンス 国際的子の奪取

## 1. 研究開始当初の背景

1980年にハーグ私法会議で作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」、いわゆるハーグ条約は、2013年の第183回通常国会において締結が承認され、それを受けて同年「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(以下、実施法)が成立し、2014年4月1日に発効した。近年、日本の締結が各国政府から要請されていたが、本条約はまさに、子の監護という家族の問題に国家が積極的に関与する必要性を認めるものである。本研究では、その視点を捉え、国家と家族と子どもという三者関係から、本条約をめぐる日本の課題を研究した。

## 2. 研究の目的

ハーグ条約は、国際的な子の奪取に対し原則として常居所地国へ子の返還を求めるものであるが、日本の子の引渡し保全処分決定とはその内容が異なる。研究ではまずこの日本の裁判所の判断基準と効果を検討する必要性があった。次に、日本が関わるインカミングケースにおける、実施法による対応を検討すると共に、日本から子が連れ去られたアウトゴーイングケースで、別居時の非監護者、離婚後の非親権者は援助申請が不可能であるが、これに対する親権の解釈を再考する必要がある。そして、アメリカが取る奪取防止の対応として、無断転居を制限するrelocationの制度、およびドメスティック・バイオレンス(以下、DV)が関係する手続きや転居問題の現状を調査し、わが国の制度に示唆を求めることを目的とした。

## 3. 研究の方法

まず、日本の子の奪取事件における手続と判断基準、および裁判所の傾向を、判例、裁判例、学説を通して検討した。次に、ハーグ条約および実施法、ハーグ案件の対応について、文献調査はもとより、各種学内研究会、学会、シンポジウム、国際学会に出席し、議論することにより理解を深めた。

子の奪取の防止、およびハーグ条約で返還命令の例外となる、重大な危険の要素となるDVにどのように対処するかを検討するために、具体的にこれに早くから対処してきたアメリカの法制度および判例、実務の傾向を研究した。さらに、アメリカでの裁判傍聴、裁判官・研究者へのインタビューや議論、DV保護施設、およびリトル東京サービスセンターでの調査を通し、わが国への示唆を求めた。

## 4. 研究成果

### (1) ハーグ条約の特徴

#### 国家と家族の関係

ハーグ条約は、必ずしも締約国の法制度に変更を迫るものではないが、国家と家族という考え方の枠組みについては、日本には大きなインパクトを与えるものとなる。従来、子

の監護権の問題に謙抑的であったわが国の司法の姿勢が今日では若干緩和されているものの、本条約は根本から考え方が異なる。

従来、国内で子の奪取が生じると、多くは、迅速な手続きが可能な人身保護請求による救済を求めていた。しかし、最判平成5年10月19日民集47巻8号5099頁により、婚姻中の夫婦間の子の奪取事件には、原則として人身保護法を適用しないことを明らかにした。それは、夫婦が共同で親権を行使している場合には、一方の親による子の監護・拘束は親権に基づき特段の事情のない限り適法だからという理由による。

これに対し本条約は、まさに共同親権中に一方の親が子を連れ去ることを「不法(wrongful)」とし、これに対し、裁判所のみならず行政も含む国家が、子の迅速な返還を確保することを目的としている。すなわち、共同親権中の家族に、子の奪取を契機として法が入り込むことを許しているものであり、これは、日本の立法および実務では消極的な考え方である。まず、このハーグ条約の積極的な法の介入を受容することが、この条約を理解するうえで必要なことである。

#### 日本国内事件の手続きとの相違

子の奪取事件において、わが国では、人身保護手続き、家事審判による親権者指定および審判前の保全処分という手続きが可能であるが、いずれにおいても、ハーグ条約が求めるような、単に子を元の場所に返還するものではない。子が奪取された後、親は通常、家庭裁判所へ子の引渡し請求とともに審判前の保全処分を求めるが、これも、すぐに認められる訳ではない。裁判所は一般に、審判の保全処分には本案が認容される蓋然性が必要と考えており、終局性を重視している。すなわち、強制的な奪取や虐待等の危険性がない限り、本案の審判の確定を待たずに仮の監護親を指定すると、その都度未成年者の引渡しの強制執行がされて、未成年者の居所が不安定となり、福祉に反するとみなすのである。したがって、審判前の保全処分により子の引渡しを認める例は少ない。例外的に、東京高決平20年12月18日家月61巻7号59頁が、別居夫婦間で子の奪取が起きた事件で、その保全処分において、違法行為の結果の既成事実化を求める実力による子の奪い合いを防止するために原状回復を認め、その後の監護者指定事件において子の利益に従った審理を尽くすとして子の引渡しを判断したが、本件は、奪取の違法性が高いと判断されたために認められたものであった。

このように、国内の子の奪取に関する日本の手続きは、基本的にハーグ条約の考え方と相容れない。ハーグ条約は子の奪取に対し、原則として常居所地国へ返還を求めるものであり、例外の幅が極めて狭い。今後、国際的判断レベルと、国内の判断レベルの相違が問題となることは必至であり、日本

の家庭裁判所がとる判断基準が妥当か否かは、今後さらに検討を進めていく必要がある。

## (2) 外国返還援助 - インカミングケース 概要

子が日本国へ連れ去られ、留置されている場合、常居所地締約国の法令で監護権を有している者は、日本国からの子の返還の援助を日本の外務大臣へ申請することができる。すなわち、日本人が外国に居住しており、他方親に無断で子を連れて日本へ戻ってくるという場合がインカミングケースにあたる。どこの国においても、国外へ子を連れ去るのは、子と同居する監護者である場合が多いが、今日、締約国の多くは離婚後も共同監護としており、原則として残された親にも監護権があるため、監護権に基づき返還の請求がなされることになる。

### 返還手続

返還の手続は、日本では東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所が行い、実施法で子の返還命令のための非訟手続が新設された。本条約は子の返還のみを求め、子の監護者決定における子の利益判断をしないことが目的であるため、例外を大きく認めることは本条約の趣旨に合わないが、実施法 28 条は子の返還拒否事由を条約 13 条を踏まえ、次のように掲げている。その要件は、1 年以上前の連れ去り、現実の監護権の不行使、申立人の同意、子への重大な危険、子の異議、返還が人権および基本的自由の保障に反するときであり、これらのとき裁判所は返還を拒否できるとしている。

条約締結にあたり国内で問題とされてきたのが、DV を理由とした子連れ帰国についてであった。条約およびこれまでの締約国間の事件では、子に対する害悪や重大な危険（条約 13 条 1 項 b 号）が対象であり、配偶者間の DV は審理の対象とならないとする原則があるが、実施法は同条 2 項で「その他一切の事情を考慮する」とし、子に対する身体的暴力や心身への悪影響を及ぼす言動に加え、「相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれ」を挙げて、間接的な子への DV の被害を返還拒否事由に認めている。

子の異議については、子の陳述の聴取、家裁調査官による調査が行われることとされているとともに（実施法 88 条）手続に子の参加も認めている（実施法 48 条）。さらに裁判長は、申立てまたは職権により子に弁護士を手続代理人に選任することができるとしている（実施法 51 条）。子の代理人については国内法（家事事件手続法 23 条）でも認められており、その任務は子の利益の代理か子の意思の代理かで議論されるところであるが、まず重要なことは、大人の争いに巻き込まれている子に対し、子の置かれている状況

について子に十分な説明を行うことである。本事件は子を常居所地国へ返還することを子の利益の原則としていることを念頭におき、子と会話し子の意思を代理する必要がある。なお、これまでの締約国の判例では、単に留置先の所在国にいたいという希望では足りず、常居所地国への返還についての異議でなければならないと、制限的な解釈を示す傾向にあるとされている。

また実施法は、子の即時抗告権を認めている（実施法 101 条）。国内事件では子の監護者・親権者の指定・変更申立ての審判に対してそれを認めていないが（家事事件手続法 156 条 4 号）条約上子の返還拒否の意思が返還拒否事由に挙げられているところから、子に独自の権限を与える効果を有すると考えられるところから規定された。

## (3) 日本国返還援助 - アウトゴーイングケース

### 離婚後の場合

日本から国外へ連れ出されるアウトゴーイングケースの場合、離婚後非親権者が子を締約国へ連れ去った場合、残された親権者は日本国への子の返還のための援助を外務大臣に申請することができる。しかし、残された親が離婚後非親権者である場合、あるいは日本で事実婚により非親権者である場合に、親権者が無断で子を他国へ連れ去っても条約による子の返還請求の適応があるか否かは疑わしい。なぜなら本条約は、親の監護の権利を侵害することを要件としているからであり、日本で婚姻外非親権者にはその権利がないからである。非親権者となって離婚時に面会交流が取り決められていても、返還を請求することは原則として認められないであろう。また、離婚後に親権と監護権が分属した場合はさらに問題は複雑になる。

アメリカ連邦最高裁判決 *Abbott v. Abbott*, 130 S. Ct. 1983 (2010) では、親の監護権が判断された。これは英国人夫 X と米国人妻 Y が別居時にチリで Y に子 Z の監護権が、X に面会権と *ne exeat* 権という出国の拒否権が付与されたところ、Y が無断で Z をアメリカへ連れ去ったという事件で、アメリカ連邦最高裁で Z の返還について判断が下された。*ne exeat* 権とは、チリ法上面会権者に認められている権利であり、本件ではこの出国拒否権を「子の住所を決定する権利」に含まれるものと認め、面会交流権とこの権利を合わせて監護権であると判断した。

*ne exeat* 権のないわが国にとって本判決の示唆するところは、監護権と面会交流権の違いが示されたことであり、単独親権である限り面会交流権のみではやはり子の返還請求権がないことが明らかになった。したがって、離婚後非親権者となった親のとるべき手段としては、面会交流の確保になってくる。

このように日本では、婚姻外で共同親権が認められておらず、後に見るように、婚姻中

でも監護者指定が行われた場合には、非監護者の権限は制限され、権利があるか無しかの状態になってしまう。そこで今後、非親権者・非監護者の面会交流の内容に国外転居の制限をつけることができるのか否か、制限をつけた場合、ne exeat 権に類似した権利として主張しうるか否かが、課題となるところである。

#### 別居中の場合

父母が別居中で共同親権中のときに一方の親が子を連れ去った場合、残された親は常居所地国である日本の外務大臣へ子の返還援助申請ができるが、日本の裁判所で民法766条の類推適用により、監護者指定を受けているときは問題となる。別居中の監護者指定の申立ての多くは子と共に暮らすことを目的としているので、居所指定権を求めてこの手続をおこなうのであり、このとき、非監護者の居所指定権の行使が制限されると一般に解釈されている。しかし他方、居所指定権は本来親権に属するものであるから、非監護者もこれを有しているとする説もあり、議論がある。

共同親権中で一方の親が主たる監護者という状況は、諸外国で立法化されている婚姻外の共同監護 (joint custody) に近い状態である。共同監護中に一方の親により子の連れ去りが起きたら、他方の監護の権利が侵害される状況になり、返還請求する条約の対象となる。しかしわが国ではこれまで、別居中の監護者の指定が子の外国への転居の権限の付与まで含むかは議論されておらず、条約の締結に際し、解釈を明らかにしておく必要がある。今後、「居所指定権」という固定化した権利で把握するのではなく、監護者の転居については個別に限定した取決めを行う必要が出てくると思われる。

#### (4) アメリカの対応

##### リロケーション (Relocation)

アメリカでの親による子の連れ去りは以前から大きな社会問題であった。そこで、アメリカの多くの州では、他方の親の同意のない転居を禁止する条項を入れて、同居親が無断で転居することを制限する立法規定 (relocation) により、無断転居を防止している。この無断転居を制限する規定は、ハーグ条約のために設けられているものではなく、親子の面会交流を確保するために従来からとられている政策であり、長い判例の変遷と議論がある。

別居および離婚後、子の同居親が転居を希望するのは、監護親の大学進学、就職や転職、または実家の支援を求めて、あるいは、再婚相手の仕事の都合により等という理由がある場合が多いが、なかには他方親と子との関係を遠ざけるために計画する者もいる。今日アメリカでは、婚姻外の共同監護を許容しており、原則的に離婚後は法的共同監護となり、

子は主たる身上監護者と居住し、他方親とは頻繁な面会交流を行い、親子関係を継続している。同居親が再婚や就職等により子を連れて転居を希望するときは、事前に他方親の同意を得るか、裁判所の許可を得なければならないとする規定を多くの州法が持つのは、面会交流は子の利益であると共に、非同居親の権利でもあるためである。したがって、relocation に関する規定は、親の転居の自由を制限してまでも正当化される制度となっている。

転居に際し、他方親が同意しない場合は、他方親は身上監護権の変更、または転居の差し止めを裁判所へ求めることができる。これに関し、特にカリフォルニア州とニュー・ジャージー州は、転居が認められる基準や証明責任の当事者を判例法で確立しており、各州に影響を与えてきた。州裁判所が検討する主要な点は、監護親が望んでいる転居の理由の誠実さと、反対する親の理由の誠実さ、転居による子への有害性の有無、そして、転居後の面会交流の代替案とその実現可能性である。したがって、子と他方親との面会交流が疎外されたり、臨床心理士による調査により監護親の意図に疑問が生じたりすると、裁判官の裁量により、監護権が変更されることもある。今日では、アメリカ婚姻関係弁護士協会による「モデル法」、あるいは国際転居に関してはハーグ条約に関連して出された「ワシントン宣言」等により、裁判所が転居を認容する場合の考慮要件が以下のように示されている。

- a) 残される親と子が人間的関係を保つ権利と、子の発達に応じた方法で子が両親と交流を持つ権利、
  - b) 子の年齢と成熟度に応じた子の意見、
  - c) 施設、学校、および雇用を含んだ当事者の転居の現実的取決めの提案、
  - d) 転居を望む理由と反対する理由、
  - e) 過去の家族間暴力、または身体的・精神的虐待、
  - f) 過去と現在に取り決めた養育と交流の継続性と質、
  - g) 現在の監護権と交流決定、
  - h) 親戚や教育、社会活動に関連して、認容する場合と否認する場合に子に与える影響、
  - i) 転居後、子と非同居親との関係を促進し支援することのできる両親間の関係の性質、
  - j) 特に子に対する経済的負担と家族の費用に関連して、転居後の当事者の提案が現実的か否か、
  - k) 転居の条件として命じられる面会交流規定が目的の国家で履行可能か、
  - l) 家族の者の移動の問題、
  - m) 裁判官が想定するその他の状況。
- 夫婦間の別居に際し、主たる養育者であった母親が子を連れて家を出ることに、特に違法性を感じていなかった日本の現状からすると、国際的に認められている転居許可基準である 10 数項目をクリアすることは、ハー

ドルが高いように感じられるが、今日ではそれが、ハーグ条約を批准している国の一定の基準なのである。

#### DV 対応

一方の親が子を連れて無断転居を望み、それを実行する理由の一つに、他方親による DV があるといわれており、わが国もハーグ条約の批准に際しては、DV に対する懸念があった。アメリカは今日、全米において DV に対する救済を司法、行政、民間が協同して進めている。

例えばフロリダ州では、子がいる場合の司法における DV の救済は、「子を伴った DV 保護のための暫定的接近禁止命令」の申立てを行うところから始まる。申立人は担当者に相談の上、書面を作成する。地域によっては、DV 事件マネジメント・ユニットを持つ所もあり、そこでは弁護士資格を有する専門家が支援する。そしてその DV の情報は他の家族事件、少年事件、虐待ネグレクト事件裁判所でも共有される。申立て費用は無料である。裁判所では一方的申立てにより差し止め命令が出され、14 日間は電話やメールも含めて申立人の住居、学校等に 500 フィート以内に接近してはならないことが命令される。このとき、暫定的な養育計画として、子との交流は一方の親に 100 パーセント委ねられることが認められる。これにより、この間は申立人の単独監護となり、他方の親は交流もできない。ただし、いずれの当事者もこの間にフロリダ州外へ子を連れて移動してはならないことも命じられる。被告がこの接近禁止命令に違反すると、警官等法執行官は令状なしにその者を逮捕することができ、逮捕されないときは、申立人は検察官事務所へ連絡し、民事または刑事の裁判所侮辱罪に訴えることができる。

15 日目には審理が開かれ、最終的な接近禁止命令が検討される。当命令が出されるときは、同時に暫定的な子の養育計画として、加害者に監督付きの面会交流を認めるか、子の受け渡しはどこでどのように行うか、暫定的な子の養育費をいくらにするか、支払方法をどうするか、養育計画の作成に誰かの援助を得るか、そして医療保険も含めた配偶者扶養料支払等が検討される。また暴力介入プログラムとして、精神保健家の鑑定を受けたり、治療を受けたりすること等も命じられることになる。その後、別居や離婚へ進む場合は、正式な養育計画作成において DV 要件は必ず考慮されるものとされている。

司法的には上記の手続きとなるが、その前に暴力の被害者が駆け込む施設が用意されている。現在フロリダ州では、「DV に対するフロリダ連合」という組織の下、42 箇所のセンターがあり、1942 床の避難シェルター施設があり、2013 年度には 15,611 人の個人と 7,219 の子どもの緊急避難を行っている。このセンターでは、24 時間ホットラインの他、

児童家庭局や検察官事務所と提携して子の保護プロジェクトを運営したり、親の就職活動支援、接近禁止命令や子の養育費請求等の法手続支援、啓発活動等を行っている。また、監督付き面会交流の立法により、各郡に子の面会交流施設が設けられることが義務づけられており、一定のガイドラインの下、監督者による面会交流や受け渡し場所を提供している。

別居・離婚へ進む際、DV、性的虐待、児童虐待、遺棄、ネグレクト等が存しても、子の養育計画書を作成し、提出しなければならない。このときの養育計画書は通常のものとは異なり、別の様式の用紙が用意されている。これは、一般的な親の責任分担の方法に加え、面会交流の制限、監督付きの面会交流の時間・方法・場所、子の引渡しの方法・場所、子の安全のための留意事項等が設けられている。当事者間で合意して養育計画書を作成した場合には、公証人事務所か保安官代理事務所の証明が必要であるが、DV が存するときは当事者間の協議は危険な場合が多いため、それぞれが養育計画書を提出して裁判所が内容を決定することになる。審理では、過去の暴力の経緯や親としての適格性や能力、それぞれの精神・身体の状態、子が安定して生活してきた期間、子の家や学校、地域に関する記録、子の合理的な意思、子に関して親同士が情報交換することができるか、DV や性的虐待、子の虐待、子の遺棄、ネグレクト等の証明等が検討される。代理人がなくとも訴訟は可能であるが、代理人が必要な場合に経済的に困難であれば、リーガルエイドや弁護士によるボランティアの pro bono サービスを利用することが勧められている。

転居時の認定においても、a) 同居親、非同居親、その他の者、きょうだい、異父母きょうだいとの関係の性質と質、b) 子の年齢、発達段階およびニーズ、c) 転居による非同居親との関係の影響、d) 子の成熟性や年齢を考慮した子の選好、e) 経済や精神状態に関して転居により両親の生活の質が向上するか、f) 転居をする理由と反対する理由、g) 転居により親の経済状態が改善するか否か、h) 転居の動機と、反対する親が経済的に支援できる範囲、i) 非同居親との継続した交流の維持およびその他の要件といった、標準的な考慮規定に加え、j) DV の履歴を考慮することを規定に掲げている。

フロリダ州の転居規定は、転居する親にも反対する親にも優先権を与えず中立を保つと明記され、最初に転居を希望している親に証明責任が課され、その後に転居を反対している親に証明責任を課するという規定をおり、DV の主張がここで検討されることになる。このようにして、自力救済に頼らない DV 政策をとっており、DV を理由に無断で子を連れて転居することは本人のためにも認められていない。ただし、現実には、このような公的支援へのアクセスを知らない被害

者、あるいはそこまでたどり着く気力を失っている被害者が多く存在していることも事実であり、そのような者への対策は今後、検討される必要がある。

DV 政策、また、離婚後の子の養育計画に対する司法政策や民間支援には、人的資源や費用が多分に投入されているが、家族の問題は、国家・社会の問題であるとするアメリカの姿勢が、ここにおいても色濃く見られるのが特徴的である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計6件)

山口亮子、日本評論社、判例評釈・面会交流不履行に対する親権者変更、民事判例、査読無、XII 2015 年後期、2016、110-113 頁。

山口亮子、子の監護権と転居 - アメリカにおける Relocation 問題、産大法学、査読無、48 巻 3・4 号、2015、219-241 頁。

山口亮子、各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書 - アメリカ -、法務省委託研究、査読無、2015 年、83-127 頁、法務省ウェブサイト

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00166.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00166.html)

<http://www.moj.go.jp/content/001130860.pdf>

山口亮子、判例評釈・養子縁組と親権 Adoptive Couple v. Baby Girl, 133 S. Ct. 2552 (2013)、アメリカ法、査読無、2014-2 号、2014、430-433 頁。

山口亮子、アメリカの親権法、比較法研究、査読無、75 号、2013、5-20 頁。

山口亮子、日本評論社、判例評釈・面会交流の給付内容と間接強制の可否、民事判例、査読無、VIII 2011 年後期、2013、110-113 頁。

##### [学会発表](計1件)

山口亮子、アメリカの親権法、比較法学会、シンポジウム・親権をめぐる比較法的課題 - 日本の課題と各国の対応 -、2013 年 6 月 2 日、青山学院大学(東京都・渋谷区青山キャンパス)。

##### [図書](計4件)

山口亮子、民事法研究会、ハーグ子奪取条約・実施法と「子の引渡し」(片山登志子・村岡泰行編『代理人のための面会交流の実務』所収) 2015、84-99 頁。

山口亮子、日本加除出版社、国内的な子の奪い合い紛争の解決と課題(二宮周平・渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』所収) 2014、181-212 頁。

山口亮子、日本評論社、アメリカ(床谷

文雄・本山敦編『親権法の比較研究』所収) 2014、31-54 頁。

山口亮子、法律文化社、婚姻と法(中川淳編『市民生活と法 [第4版]』所収) 2014、35-45 頁。

##### [その他]

山口亮子、大阪家庭裁判所調査官研修、欧米における子の親権等を巡る諸問題：ハーグ子奪取条約も踏まえて、2015 年 11 月 30 日、大阪家庭裁判所。

山口亮子、商事法務、子の引き渡し請求(棚村政行・水野紀子・潮見佳男編『III 親族・相続編 Law Practice 民法』所収) 2015、84-91 頁。

山口亮子、京都家庭裁判所調査官研修、欧米における子の親権等をめぐる諸問題 - 子の奪取に関するハーグ条約の適用にあたっての実情と課題等 -、2013 年 11 月 11 日、京都家庭裁判所。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

山口 亮子 (YAMAGUCHI, Ryoko)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：50293444